

奈良県訓令第2号

各部 課室

各出先機関

奈良県副知事の担任意務に関する規程を次のとおり定め、平成二十九年四月一日から施行する。

なお、奈良県副知事の担任意務に関する規程（平成二十八年三月奈良県訓令第3号）は、平成二十九年三月三十一日限り廃止する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県副知事の担任意務に関する規程

副知事の担任意務は、次のとおりとする。

共管事務

税財政その他県政の運営上重要な事項に関すること。

副知事 村井浩の担任意務

- 一 総務部に関すること。
- 二 地域振興部に関すること（南部東部振興監の所掌に関することに限る。）。
- 三 ぐらし創造部に関すること。
- 四 産業・雇用振興部に関すること。
- 五 農林部に関すること。
- 六 県土マネジメント部に関すること。
- 七 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）との連絡調整に関すること。

副知事 一松旬の担任意務

- 一 地域振興部に関すること（南部東部振興監の所掌に関することを除く。）。
- 二 健康福祉部に関すること。
- 三 医療政策部に関すること。
- 四 会計局に関すること。
- 五 水道局に関すること。
- 六 行政委員会（教育委員会及び選挙管理委員会に限る。）との連絡調整に関すること。